

令和 5 年度用
国民健康保険被保険者証
用紙等作成仕様書

沖縄県国民健康保険団体連合会

変更履歴

※費用試算に直接影響のない誤字脱字の修正は、断りなく変更する。

項番	変更日付	版	貢	変更箇所	備考
1	2022/08/23	第 0.1 版			新規作成
2	2022/10/04	第 1.0 版	1~3	V用紙等作成仕様	鶯色（紀州の色上質：コード 13）からコスマス色（紀州の色上質：コード 37）へ

I 目的

沖縄県国民健康保険団体連合会（以下「本会」という。）では、県内国民健康保険の保険者に対し、被保険者証等を作成して斡旋を行っている。

本書は、被保険者証用紙作成処理業務（以下「本業務」という。）の外部委託に関し必要とする、要件及び仕様を定めたものである。

II 用語定義

- 1 被保険者証 本仕様書に基づき作成する令和5年度用国民健康保険被保険者証ブランク用紙
2 印影 被保険者証に印字されている市町村公印の印影（印刷プログラム等に格納する印刷データも含む）
3 セキュリティ資産 上記被保険者証及び印影の総称

III 受注資格

本業務の受注資格として以下の条件を設ける。

- 1 プライバシーマーク付与認定指定機関からプライバシーマークの付与を受け、セキュリティ資産をプライバシーマークの定めた個人情報管理と同等の取扱いができること。
- 2 過去2年以内において、個人情報の漏えい、又は紛失等事故を起こしていないこと。
- 3 沖縄県内に本店又は支店・営業所を有し、調整及び障害発生時の対応等に速やかに対応できること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。
- 5 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないものであること。
- 6 営業年数が令和4年10月1日現在において3年以上であること。

IV 業務委託の範囲

本仕様書に定めた事項

V 用紙等作成仕様

1 被保険者証

(1) 用紙の仕様

① 国民健康保険被保険者証（特定健診一体型）

a) 色

コスモス色（紀州の色上質：コード37）※（色彩合わせについては調整する）

b) サイズ等

・09-01／02インチ X 04インチ

・表4色／裏3色

・タテミシン 4本（ミシン目 3.8 : 0.8）

- c) 紙質
 - ・NIP 上質135K
 - d) 表面偽造防止
 - ・マイクロ文字（例：OKINAWA KOKUHO）※落札業者へ設定文字を別途通知する
 - ・潜像文字（複写）
 - ・地紋（各市町村毎）
 - e) その他
 - ・被保険者証刃型抜き加工
 - ・裏面補強フィルム貼り込み
 - ・裏面意思表示保護シール貼り込み
(臓器提供意思表示欄となるので、筆記性のある材質であること)
 - ・特定健診受診券部分へ「特定健診受診券」および「特定健診を受けた日」の印字
- ② 国民健康保険被保険者証（特定健診一体型・特定健診受診部分印字なし）
- a) 色
 - コスモス色（紀州の色上質：コード37）※（色彩合わせについては調整する）
 - b) サイズ等
 - ・09-01／02インチ X 04インチ
 - ・表4色／裏3色
 - ・タテミシン 4本（ミシン目 3.8 : 0.8）
 - c) 紙質
 - ・NIP 上質135K
 - d) 表面偽造防止
 - ・マイクロ文字（例：OKINAWA KOKUHO）※落札業者へ設定文字を別途通知する
 - ・潜像文字（複写）
 - ・地紋（各市町村毎）
 - e) その他
 - ・被保険者証刃型抜き加工
 - ・裏面補強フィルム貼り込み
 - ・裏面意思表示保護シール貼り込み
(臓器提供意思表示欄となるので、筆記性のある材質であること)

(2) 作成に関する仕様

- ① 被保険者証は、保険者単位で記載内容が異なるため、版下作成には注意すること。
- ② 保険者によっては被保険者証の単票加工（用紙送り部分及び連帳のカット）のオプションをとっており、版下作成及び納品に注意すること。
※詳細は、別紙1「令和5年度用被保険者証注文一覧」を参照

- ③ 保険者にて印字後に切り離しが必要なため、ミシン目等については保険者等使用ディ

- タッチャー(裁断機)、封入封緘機、糊綴じ製本機およびプリンタに適した規格であること。
- ④ 被保険者証と台紙の切り離しは、容易かつ完全であることとするが、作業や郵送による剥離を防止すること。
 - ⑤ 被保険者証の色については、コスモス色(紀州の色上質：コード37)とするが、現物にて確認すること。
 - ⑥ 仕様書に指定のないものについては、本会が提示するサンプルのとおりとすること。
(例：用紙サイズ、文字幅等)
 - ⑦ 被保険者証枚数については別紙1「令和5年度用被保険者証注文一覧」のとおりとする。

2 ビニールカバー

(1) 仕様

- ① サイズ：ヨコ88mm X タテ56mm
- ② 材質：ポリプロピレン(PP)

(2) 作成に関する仕様

- ① ビニールカバー枚数については、別紙2「令和5年度用ビニールカバー注文一覧」のとおりとする。
- ② 仕様書に指定のないものについては、本会が提示するサンプルのとおりとすること。

VI 受注者の注意事項

(1) 工程表の提出について

本業務着手前に、その全般にわたる工程表を作成し、本会の承認を受けた後、着手しなければならない。

(2) 納品時の輸送方法および経路計画書の提出について

納品時の紛失・盗難を防止するため、輸送方法および経路については、納品物の持ち出し管理及び郵送・配送時の郵送配達記録が残る手段を利用する等のセキュリティを強化した方法で行い計画書を提出すること。

(3) 仕様の厳守について

保険者は、独自印刷機で被保険者証等の印字を行うので、本会の指定する材質、規格、印刷位置等を忠実に再現すること。

(4) 印影について

印影は本会が提示する。

(5) 納品物について

【被保険者証】

- ① 校正終了後、本会の指定通りの成果物が得られることを事前に確認するため、保険者および保険者委託業者にてテスト印刷を行うので、テスト台紙(成果物同等を各保険者50枚)を、12月下旬までに保険者および保険者委託業者へ納品し、必ず本会より承諾を得た後、本番印刷を行うこと。
- ② 印刷処理をする際の用紙ロード(排出分)の枚数を考慮すること。
- ③ 全帳票の完成品のサンプルを各保険者に20枚ずつ本会へ納品すること。

- ④ 保険者にて印字後に切り離しが必要なため、ミシン目等については、以下保険者等使用プリンタに適した規格であること。

【保険者等使用プリンタ】

- ・ KYOCERA 社製 ECOSYS P4140dn
- ・ RICOH 社製 P 6000
- ・ Canon 社製 LBP8610
- ・ RICOH 社製 SP 8400
- ・ RICOH 社製 SP 6430
- ・ Canon 社製 LBP8710e
- ・ OKI 社製 COREFIDO B840dn

【ビニールカバー】

- ① 完成品のサンプル 10 枚を本会へ納品すること。

(6) 納品について

①納品日

令和 5 年 1 月 16 日（月）必着とする。

※ただし、早期納入依頼のある保険者については、別途調整とする。

②納品場所

納品場所は次のとおりとする。

被保険者証は、別紙 1 「令和 5 年度用被保険者証注文一覧」を参照。

ビニールカバーは、別紙 2 「令和 5 年度用ビニールカバー注文一覧」を参照。

③納品に要する対応

委託業者において作成した被保険者証は、梱包し納品すること。

梱包に必要な帶封、内装紙箱、および外装段ボール箱は、委託業者にて調達すること。

④納品終了後

各保険者へ被保険者証及びビニールカバーの納品完了後、納品書の控えを本会へ提出すること。

(7) 業務完了後の取り扱いについて

①使用したセキュリティ資産は廃棄することとし、廃棄を行った際は、本会が指定する項目を記載した「廃棄報告書」を本会へ提出すること。（様式は問わない）

②レイアウト情報については、版下作成に使用した情報【用紙、サイズ、文字間、線種、枠、色（CMYK）等】を電子データにて提出すること。

③納品後、不具合が発生した場合は、再度作成するものとし、迅速に対応すること。その場合の費用負担は、受注者が負うものとする。

(8) 協議について

①本仕様書に定めのない事項および業務実施上疑義が生じた際は、本会と協議の上、本会の指示に従い対処すること。

②本仕様書は現状を基礎に作成しているため、すべての事項において別途協議を有することを十分に認識すること。

③政省令及び告示等、厚生労働省等の方針転換による仕様変更の際は誠実に対応すること。

VII 見積算定の注意事項

「V 用紙等作成仕様」にある被保険者証（2種類）及びビニールカバーにそれぞれ単価を設定し、本会が示した枚数を乗じた額を見積書に記載する。（保険者オプション有無を問わず、証毎に一律単価とする。）

※表記方法については、税抜き本体価格（消費税は別途記載）とする。

VIII その他

1 第三者への再委託について

納品物の作成にあたり、第三者への再委託をしてはならない。ただし、予め入札前に本会より承認を受けた場合は、この限りではない。

2 校正について

「V 用紙等作成仕様」における「被保険者証の色」については、校正時に合わせて調整する。

そ

の他の部分においては、確定まで必要に応じ行うものとする。